

令和3年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

令和3年12月7日 午後 1時30分 開 議

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	櫻井健一
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	川村成二
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	宮嶋謙博
委員	小倉

欠席委員

なし

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市長公室長	木村俊夫
総務部長	大久保昌明
市民部長	山内美則
保健福祉部長	君山悟
産業経済部長	大久保定夫
都市産業部長	鈴木芳明
理事	高井淳
参事	仲戸禎雄
政策経営課長	槌田浩幸
情報政策課長	稲生政次
総務課長	豊崎伴之

検査管財課長	加藤洋一
国民年金課長	豊崎良憲
市民課長	関克明
社会福祉課長	金子俊文
介護長寿課長	幕内浩之
子ども家庭課長	斎藤隆男
健康づくり増進課長	川原場宗徳
農林水産課長	元木義和
地域未来投資推進課長	坂本重男
観光課長	貝塚裕行
都市整備課長	仲澤勤
道路課長	根本和幸
学校教育課長	岩井雄一郎
企画監	羽成英明

---

出席書記名

納税課	飯浦瑠美
市民協働課	海老澤和希
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	澤田幸一

---

## 議 事 日 程

令和3年12月7日（火曜日）午後 1時30分 開 議

### 1. 市長挨拶

### 2. 議案等の審査

- (1) 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて〈令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）〉
- (2) 議案第55号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第56号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第57号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第58号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第59号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第60号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第61号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第62号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (10) 議案第63号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (11) 議案第64号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第65号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第66号 （仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結について
- (14) 議案第67号 かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について
- (15) 議案第68号 公の施設の区域外設置に関する協議について

### 3. 閉会

---

開 会 午後 1時30分

#### ○久松公生委員長

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和3年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名します。

納税課 飯浦瑠美君、市民協働課 海老澤和希君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

#### ○市長（坪井 透君）

本日、委員の皆様には、令和3年第4回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、本会議から付託をされました案件につきまして、慎重にご審査をいただきまして可決を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡潔な説明ならびに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてのうち、市長公室所管に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の質疑が終わった後に、討論ならびに採決いたします。

それでは、市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（木村俊夫君）

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、政策経営課の樋田課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願ひします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案概要書3ページをお開きいただきます。

一般会計補正予算（第7号）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年10月26日に専決処分をいたしましたので、これを報告いたしまして承認を求めているものでございます。

内容といたしましては、ワクチンの追加接種、ブースターと言われている3回目の接種体制を確保するとともに、経済活動に影響を受けた事業者への支援、さらには不妊に悩む夫婦の経済的軽減を図るために、補正予算を早急に予算措置する必要がございましたので、補正を行ったものでございます。

補正額につきましては、1億8498万3000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を203億641万7000円とするものでございます。

また、議案集のほうで、第2条で繰越明許費の追加といたしまして、第2表、繰越明許費補正をご承認いただくこととなりますので、併せてご説明をさせていただきます。

それでは、政策経営課所管であります補正の事業につきまして、説明をさせていただきます。

ご覧いただいておりますページの1番の公共交通対策事業（政策）でございます。

こちらについては、昨年実施しました事業に、乗合バス事業を追加して補正したものでございます。

補正予算額としまして455万円でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この公共交通対策事業（政策）については、県の事業をそのまま市に当てはめたということだと思うのですが、そうですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ご質問のように、県でも交通に対する対策事業ということで助成を行っているところでございますが、内容としましては、県とはまた違った形で助成とさせていただいております。方向性としては同じものでございますが、かすみがうら市独自の助成内容ということでございます。

○佐藤文雄委員

財源の内訳が、国県支出金となっているから。これはどうやって見ればいいのですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

議案集の15ページをご覧くださいのご質問だと思われま

す。補正予算の財源内訳の欄の国県支出金455万円ということの財源でございます。

こちらにつきましては、その前のページの14ページにあります15款国庫支出金、国庫補助金の1目総務費国庫補助金の3194万6000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分のうち、455万円充当したというような財源内訳となっているものでございます。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、専決処分をしたと思うのですが、これについては、もうこういう事業者には広報したのでしょうか。広報してあれば、実際にこの分の反映というか、申し込みが現在までどのくらいあるのか、それも教えていただけますか。

いずれにしても、地方創生臨時交付金を充てたということだと思いますが、教えてください。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申し訳ありません。件数まではちょっと確認は取れていないのですけれども、半数近く、今申請が上がってきているような状況であります。

どの業者が対象になるかはこちらで把握してございますので、もしこれ以上遅くなる場合は、こちらから声かけをさせていただいて申請をしていただく考えであります。

また、昨年も同じスキームで助成させていただいておりますので、事業者もそれに基づいて申請が今後なされてくるものかなと考えているところであります。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

先ほどの政策経営課長の答弁の中で、説明の中で、予算書というふうに発言されたのですけれども、議案集の15ページということでもよろしいですね。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

申し訳ありません。議案集の15ページです。発言を訂正いたします。

○久松公生委員長

そのところを訂正させていただきます。議案集という発言が正しい説明となります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の市民部国保年金課の質疑が終わった後に、討論ならびに採決いたします。

それでは、市長公室から、特に補足説明等をございませんか。

○市長公室長（木村俊夫君）

議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）に関しましては、市長公室で政策経営課ならびに情報政策課の補正予算を組んでございます。

概要につきましては、政策経営課の樋田課長よりご説明を申し上げまして、情報政策課によります負担金につきましては、前回、開会告示日の全員協議会のほうでご説明を申し上げましたとおりでございますので、特に補足説明はございません。

樋田課長より、概要の説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

ご覧いただいておりますタブレット端末の 15 ページ、一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

なお、議案集につきましては 43 ページとなっております。

補正予算（第 8 号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 2137 万 8000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 206 億 2779 万 5000 円とするものでございます。

こちら、43 ページの議案集の第 2 条でありますけれども、債務負担行為の追加といたしまして、第 2 表、債務負担行為補正をご決議いただく内容でございます。

なお、債務負担行為の補正につきましては、議案集 47 ページでございまして、この後、説明あるかと思いますが、交流センター等の指定管理に關します債務負担行為でございます。

それでは、政策経営課に關します補正につきまして説明をさせていただきます。

議案概要書の 18 ページでございます。

議案集につきましては 53 ページの基金運用事業でございます。

タブレット端末の 18 ページの 1 番、基金運用事業でございまして、今回の補正額 895 万 4000 円を補正させていただきます。当初の積立て見込みとしまして、2989 万 7000 円を見込んでございました。ふるさと納税分の収入として上がってきたものを地域づくり基金へ積立てをするものでございます。

令和 3 年度の決算見込みとして 3885 万 1000 円と見込んだものですから、895 万 4000 円の補正をお願いするものでございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、補足説明はないということですが、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 55 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 55 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 56 号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 56 号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

第12条の手当の額というところがありますね。当該手当の額の上限を規定。これを教えてください。

○総務課長（豊崎伴之君）

条例第12条のほうで、手当の上限ということで1,500円と規定してございますが、これを実際には規則でさらに3つに分けて運用してまいります。

1つ目が新型コロナウイルス感染症の患者、あるいはその疑いのある者の搬送作業などで身体に接するような作業を行う場合については、1日1,500円、消防職員の場合には1当務当たり1,500円、さらにそういった搬送に使用した車両の除染作業などを行う場合には、1日1当務につき1,000円、さらにもう一点が、自宅療養者に対する支援を行う場合で感染の恐れがあると認められる場合に、これは保健センター等の職員も対象になってまいりますけれども、1日につき500円ということで、1,500円、1,000円、500円ということで業務に応じて運用してまいります。

○佐藤文雄委員

結構、こういう種別によって、やり方によって、コロナ対策については3種類あるというのは、なかなか私たちも読み取れないですよ。ですから、説明はなしなんていうことはやらないで、基本的なことについて質問されないと答えないというやり方じゃなくて、きちっと皆さんに周知できるように。聞かなければ分からないでしょう。なかなか条文全部、細かく読み切れないところがありますから、そういう点では、必要なことについてはきちっと説明をしておいてください。これは要望です。

○総務課長（豊崎伴之君）

ただいまの議案概要書のほうは、あくまでも条例の内容ということでまとめるにとどまっておりますので、今後、ご指摘を参考にさせていただきたいと思っております。

○設楽健夫委員

今の3種類の手当ですけれども、この基準は、国、県の指導で、そういう基本的な基準があって決められていることですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

基本的には国の人事院規則に倣って設定してございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、総務課所管分につきまして、追加説明を総務課の豊崎課長より行います。よろしく願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務課長（豊崎伴之君）

それでは、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、当課所管、こちらは人件費の補正について説明をいたします。

先日の全員協議会の際にも申し上げておりますが、人事院勧告を受けた期末手当の改定につきましては、現時点で国と同様に見送ることとしているため、今回の補正は当初予算編成以降の人員配置に応じた調整となっております。

議案集の 61 ページをお開きください。

こちらの給与費明細書をご覧いただきたいと思えます。

計上科目が多岐にわたりますので、こちらの明細書と、あとタブレット端末のほうに補足資料を用意してございますので、これらで全体の概要を説明いたします。

まず、給与費明細書のほうの 1 の特別職につきましては、人員や額の異動がございませんので、今回の補正はございません。

次に、2 の一般職につきましては、予算編成以降の職員の異動、退職等を踏まえ、科目間の調整などを行ってございます。

まず、(1) の総括の表にございます職員数について申し上げますと、予算編成時点、昨年度の現員ということで、補正前 372 人となっております、今年度の実配置人数は 376 人となっております。

この人員の増減の内訳について、タブレット端末の資料のほうをご覧ください。

予算の科目ごとに、課別で予算措置時の人員と、本年度当初 4 月の配置人員、それからその比較ということで緑に着色してある見出しのところ、そして、現時点 11 月末の人員ということで、科目ごと、課ごとに整理してございます。

2 ページ目のほうまでで、一般会計、合計いたしまして、予算措置時が 372 人、本年度当初が 376 人で 4 人の増、11 月末現在では 373 人となっております。これは予算措置時に計上していなかった旧新治地方広域事務組合の職員の受入れ分ですとか、今年度途中の退職などにより増減しているものでございます。

こうした正職員の人員配置や再任用職員の配置状況を踏まえて、今後の所要額を精査し、今回の補正予算を計上しております。

補正前後の内訳につきましても、こちらのタブレット端末のほうにまとめてございます。

補正の計上内容を款ごとに集計いたしまして、給料、職員手当、共済費について、補正前、補正後、増減ということでまとめて、総額では 3189 万 1000 円の減額となるものでございます。

以上が、一般会計の人件費補正の概要となります。

このほか、議案第 63 号の国民健康保険特別会計、議案第 65 号の介護保険特別会計にもおきまして、同様に人件費の補正を行っております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 66 号（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 66 号（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結につきまして、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この変更契約の内訳というのはないのですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

議案概要書 25 ページに、工事の概要が載っております。

内容といたしましては、既存校舎の内装補修工事と、外部にあります非常用の階段の改修工事の追加、それと既存体育館の消防設備の修繕工事の追加、それと新たに増築いたしました校舎の中庭工事の外構、それと敷地内の樹木等の撤去処分のほうの追加でございます。

○佐藤文雄委員

それは書いてあるから分かるんだよ。内訳と言ったんだよ。つまり金額でしょう。今回、変更契約の金額が 2,860 万円でしょう。これがどういうふうな内訳なのかって。あるじゃないですか。例えば、これは改めて追加になったとかね。それから、前にあったのにまたプラスしたのか。それぞれ違うのじゃないですか。そこら辺を教えてくださいと言ったのですよ。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

説明が足りなくて申し訳ございません。

まず、既存校舎の改修の内装工事及び非常階段の改修につきましては、金額で、設計ベースでございますが、630 万円程度でございます。こちらは、検査機関、消防署等の指摘がございまして、非常階段の改修工事を追加してございます。内装工事の追加に関しましては、備えつけの家具等の撤去に伴いまして、床ですとか壁の補修を追加してございます。

次に、外構工事につきましては、中庭の工事部分につきまして、工事の進捗状況を見まして、新築の工事の中のほうに入れたほうが、騒音ですとか、工事の進捗に影響が出ないということと判断しまして追加をしてございます。それと、敷地内の樹木の撤去でございますが、こちらも工事の進捗に合わせまして、学校等の要望で、学校開校するに当たり、樹木が少し邪魔になるような部分もございまして、そちらのほうを追加してございます。金額を申しますと、中庭の工事につきましては 1,200 万円、樹木の撤去処分につきましては 360 万円程度でございます。

○佐藤文雄委員

既存の体育館の消防設備改修工事の追加というのは、今言いましたか。最初 630 万円だよ。

[「資料提出」と発言する者あり]

○佐藤文雄委員

そういう意見もありますからね。そういうのをきちっと表にして出すと、一目瞭然なんだよね。

大体、既存校舎の内装の補修工事が突然出てきたわけじゃないでしょう。最初、それはあったのではないの。既存校舎の内装の補修工事というのは当然あったのではないですか。それが、例えば、面積が違って、もっと面積が必要だったというところで追加になったということだって考えられるじゃないですか。でも、そういうのがやはりちゃんと一覧表にしてやるということは大事なことだと思いますよ。ただ、承認してくれって。だから、私はこれ反対しますけれども、いずれにしてもそういう明細をきちんと出さなくちゃいけないということですよ。

どうですか。今の例えば、既存校舎の内装の補修工事というのは、最初はあったのでしょうか。それに追加になったのじゃないですか。もっと面積が広がったということなのではないですかと聞いているんです。どうですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

内装工事につきましては、委員がおっしゃるとおり当初設計に科目としてはございました。数量等が増になりまして、金額も増になるものでございます。

それと、体育館の消防設備工事につきましては、金額につきましては約 300 万円ほどでございます。

資料につきましては、後ほど一覧表にいたしましてご提出したいと思います。

○久松公生委員長

ただいまの資料提出につきましては、後刻、12 月 10 日金曜日までにサイボウズガルーンへ掲載いたしますので、ご確認していただくことでよろしいでしょうか。

○矢口龍人委員

これは、12 月 10 日の採決か。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2 時 0 2 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2 時 0 5 分]

先ほど、私のほうから資料提出を 12 月 10 日と発言してしまいましたが、採決がありますので、執行部のほうで資料を作成します。後ほど資料が届き次第、このタブレット端末で確認していただいた後、討論、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○川村成二委員

後から資料は出ると思うのですが、今 4 項目の変更について金額を答えていただいたのですけれども、それでもまだ 400 万円程度、総額が合わないんですよ。ですから、もう少し説明に当たっては、我々委員が分かるような正しい数字をもう一度説明いただけませんか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

提出する資料のほうに細かい項目ごとに数字を載せまして、ご説明をいたしたいと思います。

○川村成二委員

400万円も違う答弁をしているのだから、それぐらいのことは今答えられないのですかということですよ。

資料を見ればいいんだったら、もうこの審議しないですよ。ちゃんと答弁してください。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時07分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

申し訳ございません。再度ご説明をいたします。

内装工事と非常用階段の改修工事の追加の分が631万5964円。次に、中庭の外構工事の部分が1203万8957円、樹木の撤去処分が368万3630円、それと消防設備の改修工事が300万4930円、それともう一つ、設備用の点検口の追加17万6800円が増の部分でございます。

このほか、減額部分につきましては、内装工事のタイルカーペット等がマイナス229万5174円、給食室等のスロープ等の手すりにつきまして、こちらがマイナス52万800円、次に厨房機器関係でマイナス17万4000円、それと残土の処分運搬費がマイナス35万6960円で、こちらで直接工事費の合計が2187万3347円で、そのほか諸経費を合わせまして2,840万円でございます。

その2,840万円に請負率の0.923594を掛けまして、合計で2,622万円。これに消費税。これが設計額でございます。こちらに業者からの見積りを受けまして、それが変更額でございます。

○川村成二委員

ようやく概要が分かったのですが、今の内容の資料が配布されるということですか。それとも実際の契約の内容が詳細に分かるものが出るのでしょうか。

要は設計値と契約値で違っているわけでしょう。我々が今審議しているのは、2,860万円がどういう内容でしょうかということですよ。それが出せないのであれば、どういう資料を出しますということをはっきり説明しなければ、我々はその資料を見て、この契約金額と違うものだったら、ちょっと疑問に思うわけですよ。ですので、そういったことはちゃんともう一度説明していただけますか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

設計ベースのものをお出ししましてご説明をしたいと思います。そちらで業者がそれに対して見積りを入れまして、それで契約額となっております。

○久松公生委員長

それでは、ただいまの議案第66号に関しましては、執行部からの資料提出により、その説明を受けた後、討論、採決というふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題といたします。

公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○参事（仲戸禎雄君）

議案第 57 号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ、多目的室となっていますよね。多目的室というのはどういう中身になっていますか。その概要図はありますか。

○企画監（羽成英明君）

概要図のほうは今手持ちにございませぬけれども、主な改修後の使用目的といたしましては、卓球であるとか、バドミントン、踊りなどをやるようなことで予定して、多目的室ということにさせていただきたいと思ひます。

○佐藤文雄委員

概要図はありますかと言ったんだよ。今、卓球室だとか、踊りだとか言っているけれども、卓球室だったら卓球台を用意するの。そういう具体的なこと、図面と中身をちゃんと示さないと分からないじゃないですか。940 円という値段までつけてあるわけでしょう。この計算は、何か多目的室の面積が云々と書いてあるけれども、大体概要がよく分からないですよ。どういうふうな目的で、どういうふうにするかということが必要なんじゃないですか。どうですか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。

それでは、約 10 分間の休憩とさせていただきます。 [午後 2 時 1 7 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2 時 3 1 分]

ただいまタブレット端末に整備等に関する資料を送付しましたので御確認ください。

説明を求めます。

○市民課長（関 克明君）

それでは、市民課から今回の改修工事の内容をご説明させていただきます。

今回、改修の概要につきましては、まずトレーニング室を多目的室に改修を行うということでございまして、まず床の改修を行います。こちらはコンクリートにビニールシートが貼ってある形状でございまして、そちらをフローリング仕上げの形状とする内容でございまして。それから、照明器具の改修ということで、ハロゲンランプ 8 機を LED ランプに交換する内容でございまして。それから、出入り口のドア及び床付近の外部サッシの改修でございまして。こちらは、ガラスや人や物との接触、衝突によるけがを防ぐために柵などを設置するものでございまして。それから、空調設備の新設でございまして。エアコンの機器を 4 台ほど設置する内容となっております。

○企画監（羽成英明君）

こういった改修内容に伴いまして、このトレーニング室であったものを多目的室に変更いたしまして、新たな料金を設定するというところで、平方米当たり 5.7 円で、200.41 平方メートル。あと減価償

却の按分といたしまして6分の5を計上いたしまして、市内につきましては940円、市外の方にはその1.5倍ということで1,410円の料金を設定するものでございます。

○佐藤文雄委員

今、卓球云々と言ったでしょう。卓球台あるの、これ。それから、バドミントンコートライン張りとかあるでしょう。床そのものは硬性の床をフローリングするということだよね。だから、実際にはどういうふうな利用の仕方がよく分からない。今言ったように、卓球台は用意するの。今言ったよね、卓球台。それから、バドミントンコートライン張りとなると、バドミントンをやれるような、そういう仕組みか。そうするとコートやらなきやいけないよね。網張らなくちゃいけないじゃないですか。そういうやつはどうなの、これ。持ち込みなの。そこら辺が分からないよ、これじゃ。どうですか。ちゃんと分かるように教えてよ。

○市民課長（関 克明君）

大変申し訳ございません。こちらの多目的室でできるスポーツの内容でございますけれども、先ほども委員がおっしゃっております、例えば、卓球、バドミントン、踊りですとか、ダンスができるようなスペースとして改修するものでございまして、卓球台ですとかバドミントンなど、当初予算に計上しております、備品購入ということで対応をしている内容でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、卓球台も準備をすると。例えば、バドミントンで借りたいというふうに言った場合は、バドミントンのネットなんかをちゃんと張れるようにする。それもちゃんと準備をしますということですか。

ダンスとかという場合は何も要らないから、そうすると、卓球台が邪魔になるよね。もし全面的に使うと思ったらね。卓球台どこかにしまうしかないよね。そういうことも併せてイメージが、いろんな使用の仕方があるかもしれないけれども、そういうところはどうなっているのですか。

○市民課長（関 克明君）

申し訳ございません、卓球台につきましては、先ほども申し上げましたけれども、4台ほど卓球台を購入しまして、最高で4スペースを考えております。

また、バドミントンにつきましては、バドミントンのネットですとかラインを引きますので、それを設置して団体の皆様に活動していただくというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

いや、だから、卓球台は邪魔になるんじゃないかと言ったんだよ。4つあるのはいいよ。邪魔になるんじゃないの。ダンスをやろうと思ったら、片付けるんじゃないの。例えば、折りたたみでぱっと、それで端に寄せるとか。それでそのスペースを確保するとか、そういうことじゃないの。神立コミュニティセンターにそういう多目的室があるんですよ。あそこは床張りだけれども、あそこでも卓球もやっているんだよね。ダンスもいろいろやっているみたいなんですよ。そういうイメージかなと私は思うのだけれども、卓球台はそうなんじゃないの。ぱたっと畳んで端にでも寄せるんじゃないの。どうですか。

○市民課長（関 克明君）

佐藤委員がおっしゃるような形で、卓球台につきましては折りたたみ式のものでございまして、こちらは端っこに寄せていただいて、邪魔にならないようにセットしていただくような形になります。

○古橋智樹委員

つかぬことをお伺いしますが、サーキュレーターが3台、プロペラファンがぶら下がると思うので

すけれども、天井は12、13メートルもないですよ。バドミントンできるのですか。

○市民課長（関 克明君）

サーキュレーターは3台ほど設置しますけれども、こちらにつきましては換気設備ということも含めておりまして、空気の循環などに使用するようなものでございますので、バドミントンの羽根は当たらないかなと思います。

○川村成二委員

バドミントンの場合はこのフロア全部を全面使うと思うのですが、例えば、卓球等の場合は、半分で利用ができてしまう可能性もありますよね。20メートル掛ける12メートルの広いエリアですので、半面だけを使いたいという価格設定はされないのでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

今回の中では、半面使用ということではなくて、全面使用というようなことで進めています。

○川村成二委員

多目的室ですから、半分で十分にできる活動もあると思うのですよ。それを見込んで半額設定をするようなことは考えるべきだと思うのですけれども、なぜそれを考えないのですか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時41分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時44分]

○企画監（羽成英明君）

申し訳ございません、今回の料金設定といたしましては、一面の設定で進める考えでございまして、ただ委員からありましたように、利用状況に応じては、半面の利用についても検討していきたいと思っております。

○川村成二委員

価格の設定そのものについては、異論はないのですけれども、やはり先ほど説明したように、卓球等という具体的な用途の説明がありましたので、そういうことを考えると、この施設は半分で利用可能な場合も往々にしてあるわけですね。ですから、そういう説明をした以上は、多目的の用途に応じた、要は料金体系を確立すべきだと思いますので、ほかの施設も含めて、今後、利用状況を見ながら、安く市民が使える料金体系が確立できるように検討をお願いします。

○企画監（羽成英明君）

ありがとうございます。

検討を進めてまいりたいと思います。

○佐藤文雄委員

検討して、何、これ、議決するの。それで、検討した結果はまた訂正するわけですか。また違うときにやるわけですか。この議案はどうするの。これはもう全面のところだということでは決まっているわけでしょう。半分というのは検討するというのは、いつまでなの。そして、検討の結果はどういうふうに報告するの。そこら辺が分からないですよ。

今、提案されたのと同じだよ。議員からの提案と同じですよ。例えば、議員立法じゃないけれども、何人かが賛同して、議員立法という形になったら、半額ということではできないわけじゃないじゃないですか。だから、そういう検討ということでごまかすのじゃなくて、やはり半分のやつも修正して提案するというのも必要なんじゃないですか。

それから、私が質問しようと思っていたのがもう一つあるんですよ。減免はないのですかと。ほかのやつも減免ありますよね。一応、料金体系は決まっているけれども、減免があるじゃないですか。その減免は、対象になっていないのですか。それも聞きたいのですよ。どうですか。

○企画監（羽成英明君）

料金については、今の検討というのは今回全面ということで進めて、利用状況を見ながら、改正の必要があれば改正していくというようなことで考えています。また、減免の内容につきましては、今回、公の施設の条例の内容全体では減免対象の施設でございますので、一部の認定団体等の利用につきましては、減免の対象になっているというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

だから、半分の面積でもいいのじゃないかと。卓球台という話があって、今、川村委員から提案されたじゃないですか。その検討はいつまで検討するのですかということですよ。利用状況を見てということになったら、だって、半分で済むのでしょうか。毎回、卓球台4台を使って全面的に面積を使うのですか、この卓球台。そんなに狭かったっけ、あそこ。4台並べたら、もういっぱいになりますか、あの場所。どうですか。ちょっと私はイメージがよく分からないのだけれども。だから、半分だけで十分。例えば、卓球台4台でしょう。2台だけで済むことだってあるじゃないですか。そこら辺をやはり今判断をして、提案するべきなんじゃないかということなのですよ。どうですか。

○企画監（羽成英明君）

今の利用の想定でございますと、この中に卓球台を2台なり並べても全面的な利用が必要ではないかということで想定していますので、半分の利用は現段階では考えていないというような状況です。

○矢口龍人委員

ちょっとこの多目的ホールとは関係ないんですけども、トイレの改修は、あそこはもう相当老朽化していて、いまだに和式のトイレなんだよね。改修する予定はないのですか。これ、一緒にやればよかったと思うのだけれどもね。

それから、この建物は、耐震補強はしてあるのですか。

○企画監（羽成英明君）

耐震の基準につきましては、新耐震の基準を満たしておりますので、耐震強度は問題ないという状況です。

○市民課長（関 克明君）

トイレにつきましては、現在、洋式が1つありまして、あと多目的のトイレも入れますと、洋式が6つ、あとは全て和式となっております。

確かに和式ということで使いづらいというようなお話もいただいておりますので、今後、改修のほうを調整といいますか、検討していきたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

先ほどの半分使用の件なのですけれども、条例で1室の料金は設定するとして、運用の形で半分貸しの場合は半額でとか、規則なのかちょっと分かりませんが、運用のやり繰りで半分使えるようにはできないのでしょうか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時52分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

○企画監（羽成英明君）

実際の運用については、現状ではなかなか難しいところがございます、一定の期間をおいて検証した上で、必要があれば条例改正をお願いしたいと考えてございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

提案のことについてはいろいろあると思うのですが、今の半分使用で、例えば、卓球の場合は半分使用というのは可能な場所になっているわけですね。わかぐり体育館なんかについては、半分の面積を料金設定して、全面使う場合はその倍を払うというふうなやり方をしているように今聞きました。そういうふうな料金設定をすべきだと思うんですね。それを今からの利用状況を見て考えますという形でこの案を強行することについては、私は反対です。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてのうち、産業経済部所管に関する部分を議題といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はありませんか。

○理事（高井 淳君）

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち、地域未来投資推進課所管分につきまして、地域未来投資推進課長の坂本よりご説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案集の16ページをご覧いただきたいと思います。

7款1項2目商工振興費の03 中小企業対策事業（政策）の2,900万円の補正でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分を財源とする事業となっております。

議案概要書4ページの資料にて説明をさせていただきますので、タブレット端末のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらのページの事業ナンバー4の1点目、事業者支援一時金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据え、事業継続の後押しを図るため、茨城県から交付された営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金の対象となる事業者に対し、県の一時金の受給回数に応じ、上乗せ支援を行うものでございます。県の一時金は、1回目の令和3年1月、2月分、2回目の令和3年4月から6月分、3回目の令和3年8月、9月分の計3回の支給が行われておりまして、1回の受給に対し10万円の上乗せ支給となります。1回のみ受給をされた事業者には10万円、2回受給された事業者には20万円、3回全て受給された事業者には30万円を支給するというところでございます。申請予定件数を延べ250件として2,500万円を計上させていただいております。

次のJ P Q R導入促進奨励金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内において非接触の決済手段であるキャッシュレス決済の普及を図るため、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が策定した決済用統一QRコード、バーコードであるJ P Q Rを導入した事業者に対し、5万円の奨励金を交付するものでございます。キャッシュレス決済は、新しい生活様式でも感染症拡大防止策の1つとして注目されており、その中でもJ P Q Rは、たくさんある決済QRコードを1枚のQRコードで読み取れるようにした統一QRコード規格でございまして、事業者としての利便性も高く、総務省が全国に普及する事業を進めているものでもあります。申請予定件数を80件として400万円を計上させていただいております。

なお、両事業とも、事業概要について10月26日にサイボウズガルーンでお知らせした一般会計補正予算（第7号）の専決処分関係の資料の中に掲示してございます。ご理解のほどよろしく願いたします。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業経済部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○理事（高井 淳君）

続きまして、議案第62号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の地域未来投資推進課所管分につきまして、地域未来投資推進課長の坂本よりご説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、議案集の 51 ページをご覧くださいと思います。

一番下にございます 18 款 1 項 1 目寄附金として、ふるさと応援寄附金 895 万 4000 円の補正につきましては、今年度の 4 月から 9 月までの寄附金の受入れ状況を勘案し、増額するものでございます。

次に、歳出でございます。議案集の 58 ページをご覧くださいと思います。

上段にございます 7 款 1 項 3 目観光費の 2 点目、14 ふるさと応援事業（政策）の 540 万 2000 円の補正でございますが、ふるさと応援寄附金の増額見込みに応じまして、返礼品の費用でございます寄附金謝礼品とポータルサイト関係の一括業務委託及び証明書発行等業務委託費を増額するものでございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

このふるさと納税ですけれども、ポータルサイトに手数料を取られているような話だったのですけれども、何箇所と取り引しているのですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

ふるさと納税のポータルサイトにつきましては、平成 29 年度からさとふるを活用してございます。先般の決算審査特別委員会でも若干触れましたが、これからポータルサイトを増やしていくような方向で進めておりまして、この 12 月から楽天のサイトを追加させていただいております。

○矢口龍人委員

それを言いたかったのですよ。楽天は、私、実はやっているのですけれども、ポイントが大分高かったり何だりしているんで、返礼品のほかにそのポイントがついたりするので、やはりそういうところにどうしても回るのかなというふうに思って、かすみがうら市も検索すると入っていないんだよね。入っていなかったのですよ。12 月からということだったので、いいと思います。実際、どのぐらいかかるのですか、この手数料は。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

サイトによりまして若干相違はございますが、これまで扱ってございましたさとふるは、手数料として大体 12%程度です。今度、楽天なのですが、こちらは約 8.8%から 9%程度かかりまして、そのほかに商品の発送とか、そういったものをさとふるにお願いしまして、こちらが大体 4%程度かかると。合わせて 13%程度となります。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

続いて、産業経済部から、特に補足等説明はございませんか。

○産業経済部長（大久保定夫君）

農林水産課の元木課長、観光課の貝塚課長から、それぞれ補足説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、農林水産課分について説明させていただきます。議案集の 51 ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、16 款県支出金、2 項 4 目の農林水産業費県補助金として 388 万 2000 円ですが、説明欄の機構集積協力金交付事業費補助金 43 万 2000 円については、経営転換協力金が当初見込みより増えたことによるものです。

次に、儲かる産地支援事業費補助金として 345 万円ですが、事業費の 3 分の 1 が県から補助されるものです。事業内容については歳出予算で説明させていただきます。

続いて、52 ページをお開きください。

21 款諸収入、5 項 7 目雑入として 624 万 1000 円ですが、多面的機能支払交付金の精算をして返還する保全会があったため、補正予算を計上させていただきました。

続いて、歳出につきましては、議案集 57 ページをお開きください。

6 款農林水産業費の 1 項 3 目農林振興費、説明欄の 06 園芸振興事業(政策)として 690 万円ですが、J A 水郷つくばを事業主体として、県補助事業の儲かる産地支援事業費補助金を活用し、霞ヶ浦蓮根部会が製氷設備の更新をするため、県と市が事業費の 3 分の 1 ずつを補助するものです。

続いて、13 農地中間管理事業（政策）として 43 万 2000 円ですが、歳入で説明した機構集積協力金交付事業費補助金を経営転換協力金として対象者へ交付するものです。

続いて、8 目農地費、説明欄の 03 土地改良整備事業（政策）として 320 万 5000 円ですが、県の補助事業を活用して、土地改良区などが行った土地改良事業に対して、市が上乘せ補助を行うものです。

続いて、08 農地維持・資源向上対策事業として 468 万 2000 円ですが、歳入で説明した多面的機能支払交付金を清算する保全会があり、5 年間の補助期間が終了したことにより、持ち越し金が多額であることから、3 割の繰越金を残して、7 割分の残金から市補助分を除いた国・県分の交付金を返還金として処理するため予算計上するものです。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳出で、儲かる産地支援事業費補助金は、J A 水郷つくばの支出に充てるということに聞こえたんですが、それはレンコンとかそういうことが儲かる産地だという認定の上で、これが支出というふうになったんですか。ちょっと教えてください。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、J A 水郷つくばが事業主体となりまして、実際に使用するのは霞ヶ浦の蓮根部会ということになるかと思えます。農協のほうで、レンコンを出荷するに当たって、氷をたくさん発泡スチロールの中に入れて、鮮度を保って産地から送るということで、その事業の製氷機が古くなってあまり芳しくないという、量が少ないということで、今回新しいものに替えさせていただきました。その事業が儲かる産地の県補助事業ということになっております。

○佐藤文雄委員

だから、かすみがうら市で製氷機を購入する代金に充てるということでもいいんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

製氷機と、それから製氷機を置く台とか、プレハブの貯蔵庫というのも含めて、一体的な工事の形になるんですが、全体で1,035万円の事業費を予定したものです。その3分の1ずつを県と市が補助するものです。

○設楽健夫委員

今の質問のその下の18番、農地費の県単土地改良上乗せ補助金を詳しく教えていただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、土地改良区などでかんがい排水などの設備を県単の補助事業を使って土地改良区が事業主体となって整備したものに対しまして、用水設備が事業費の10%で、排水設備だと事業費の12.5%を市のほうで上乗せ補助をするものです。今年度につきましては、10の土地改良区などでそういった事業を行っております。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第62号 一般会計補正予算に係る観光課所管分について説明をさせていただきます。議案集の47ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の項目でございます。

かすみがうら市交流センター等指定管理料の限度額の設定でございます。

年間の指定管理料2701万6654円の5年分といたしまして、1億3508万4000円を設定するものでございます。

期間につきましては、令和8年度までとなっております。

指定管理料でございますが、こちらは施設の管理運営や案内業務、これらに携わる方々の人件費、それから指定管理業務に係る修繕料、消耗品などの需用費、それと昇降機に係る点検、施設警備、設備の保守管理といった施設の保守点検に係る委託料、そういったものを合わせました金額となっております。

今年度と比較をいたしまして、218万5795円の増額となっております。

この理由といたしましては、臨時的雇用の人件費4人分につきまして、これまでの指定管理期間につきましては、臨時職員の雇用の規則に準じまして算定をしていたものですが、令和元年度に会計年度任用職員の条例が施行されましたことから、この条例に基づいて、最下限の給料、時給897円でございますが、こちらに算出根拠を見直したことから増額となっているものでございます。

また、交流センターの立地が霞ヶ浦湖畔ということもございまして、ユスリカの発生、それからユスリカを捕食する害虫、こちらが多数集まり外壁が大変汚れるということがありますので、外壁の清掃や害虫の防除、こういった回数を増やすということ。それから栈橋ということで、それらの費用が増額となっているものでございます。

続きまして、議案集の58ページをお願いいたします。

3目の観光費、雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）でございます。

12節の委託料でございますが、まず上の部分といたしまして、三ツ石森林公園休憩所整備計画委託といたしまして46万8000円を計上してございます。

三ツ石森林公園内に東屋がございますが、現在、老朽化などによりまして利用できないという状況になってございます。また、園内に設置している休憩用のベンチ等につきましても老朽化が目立っている状況でございます。近年、ハイキングコースの利用者も増加しているということもあります。それから、そういった方々の休憩するスペースといたしまして、この老朽化している東屋やベンチ、そういったものを更新するための設計業務を委託するものでございます。

次に、三ツ石森林公園周辺遊歩道用地測量業務委託261万8000円を計上してございます。

こちらにつきましては、雪入ふれあいの里公園や三ツ石森林公園周辺のハイキングコースを楽しむ方々の増加、健康志向の高まりなどから多くの方々に親しまれていることで、利用者も増加している状況でございます。

現在、指定管理者、それからボランティア団体等の協力をいただきまして、良好な状態を保持し、安心・安全にご利用いただいているところでございます。

ハイキングコースには、全行程13キロメートルございます雪入山コースがございます。このコースにつきましては、茨城森林浴の道100選にも選定されておりまして、多くの方に親しまれているコースでもございます。

このコースですが、一部に林野庁の管理する国有林内の作業用歩道が含まれている部分がございます。この用地を継続してハイキングコースとして利用するというのであれば借用の手続きが必要だという見解が林野庁のほうから示されているところでございます。今回、このハイキングコースを継続的に利用する必要性は高いということで、今後、借用の手続きを進めていきたいと考えているところでございます。しかし、手続きを進めるに当たりまして、借用予定地となります遊歩道の測量が必要となりますことから、測量業務を委託する経費を計上したものでございます。

借用するコースでございますが、雪入山コースのうち、三ツ石森林公園から浅間山までの約600メートルについて測量を予定してございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

指定管理料が前年度というか、当年度ですか、令和3年度と比べると220万円ぐらい何か上がりますよと、その理由を縷々述べたんですが、そういう理由を口頭で喋るのではなくて、分かるようにちゃんと示してほしいんですね。人件費がどうだとか、それから何か昇降するのにどうだとかという、そういう必要性があれば、それなりに認めなきゃいけないかなというふうには思うんですね。

前に、令和2年2月25日ですかね、かすみがうら未来づくりカンパニーの経営健全化についてというところにも、令和6年度までには債務超過をゼロにするよという提案が全員協議会でありましたよね。そういうことも含めて、経営をどういうふうに安定させていくかということも含めた形での債務負担行為というふうに提案なさったほうがいいと思うんですね。

やはり決算審査特別委員会でも話が出たように、レストラン事業ですか、そういうところはかなり落ち込んでいるし、あそこはもうやめたほうがいいのかという声だってあるわけですよね。

そういう総合的に、未来づくりカンパニーの経営の健全化の方向性を一応出しておいて、提案する

というやり方を取ったほうがいいのではないかなと思うんですが、まずその内訳について、すぐタブレット端末に出せますか。今ちょっと全然書き留められなかったから、それがまず1つね。

あと、その経営健全化の方向性については、それなりに決算審査特別委員会をたたき台に出しているのかどうか。それ、お答えいただけますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

まず、経営健全化の部分からでございますが、こちらは、昨年度の決算のときに説明させていただきました内容としまして、令和2年度、あと今年度も含めまして、新型コロナの影響もあって休館をしている状況もありますけれども、決算説明のときに、今年度は単年度では黒字化をして、経営健全化のときにお示ししました令和6年度の計画を前倒しする形での決算に令和2年度決算はなったということで、今回も決算の内容は、令和3年度が終わったときに決算説明をさせていただくようになると思いますけれども、今年度も計画どおりに、逆に前倒しにする形で進んでいるということで考えております。今回の指定管理料の算定に当たりましては、前回の期間と同様に、必要と思われる人件費、施設保守管理費、そういったものを計上したという形になってございます。

それと、最初のほうの質問でございます指定管理料の算出の根拠というものですけれども、こちらは、今手持ちではないのですが、若干時間をいただきまして、前年というか、令和3年度と比較した整理した表をお示しさせていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

そういうものを出してから説明をしてもらいたいと言ったんですよ。そうしないと、増やすわけですからね、管理料を。それも5年間ですよ。

経営健全化の方向を前倒ししますよというふうなことをおっしゃいましたよね。また来年、令和3年度の決算にもう一回きちっと決算のときにご説明いたしますと言っているけれども、やはりそこら辺を前もって出してほしいというふうに言ったんですよ。後でお出ししますじゃ、逆じゃないですか。だって、説明するときにそういう資料があるから説明なされたのでしょ。説明する根拠をちゃんと手元に持っているんだったら、すぐ出せるのではないですか。いかがですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

今年度の決算のほうはまだ出ていないですけども、令和2年度の決算につきましては、前回の令和2年8月31日の全員協議会の際に決算説明ということでさせていただきまして、これまで経営健全化計画をしております中で債務超過という状況にあった中ではございますが、令和2年度決算では900万円ぐらいの収益が生じたということで、債務超過の部分はかなり改善されたということでご報告をさせていただいてございます。

○佐藤文雄委員

いや、この前回のところでは、指定管理事業が3,000万円でしょう、決算の中身、令和2年度の決算の状況で。そういう報告してなかったですか。雑入が1,200万円あって、最終的に当期の純利益が950万円程度ということで、前年度と比べたら670万円も改善されているよということだったのではないの。だから、令和2年度は指定管理料が3,000万円だったんじゃないの。前回3,000万円だったのと今回の2,700万円との齟齬は、どういうふうに見ればいいんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

令和2年度の指定管理料につきましては約2,500万円弱でございます。今回は2,700万円ということで、200万円の増額の分としましては、人件費のうちの臨時職員、この方たちの算出の基礎となる臨時職員任用の規則から会計年度に変わったということで、期末手当等も含まれることから100万円

ちよつとの増額がありました。それから、施設管理の費用としてユスリカ対策等々も含めまして、施設管理費として 100 万円の増額ということで、令和 2 年度決算 2,500 万円弱から令和 4 年度以降の 2,700 万円ということで、約 200 万円の差額が発生しているという状況でございます。

○久松公生委員長

佐藤委員、先ほどの資料ですが、全員協議会のほうでお示ししてあるということなんですけれども。

○佐藤文雄委員

全員協議会の資料を見て言っているんだよ。これ、違うの。全員協議会の資料、これ、令和 3 年 8 月 24 日だよ。この資料じゃないの。ここに指定管理事業が 3,000 万円となっているからさ。今 2,500 万円と言ったでしょう。これは指定管理料と指定管理事業というのは違うのですか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。

約 10 分間の休憩とさせていただきます。 [午後 3 時 33 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3 時 42 分]

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、8 月に説明させていただきました 3,000 万円という決算額との違いについて、まず説明をさせていただきます。

昨年度、決算の際にご説明した 3,000 万円につきましては、約 2,400 万円の指定管理料収入と、昨年度からスタートしました古民家江口屋の宿泊収入を合わせまして、3,000 万円として指定管理事業というところに計上させていただいております。

それと、先ほどいただきました内容に基づきまして、資料のほうをタブレット端末に提示をさせていただいております。こちらで申し上げますと、令和 3 年度、2483 万 859 円に対しまして、令和 4 年度が 2718 万 5795 円ということで、218 万円増額となっているというものでございます。

○佐藤文雄委員

何、ちょっと分からない。古民家江口屋が、この前の全員協議会のときに 3,000 万円の増えた分、2,400 万円から増えた分は、古民家江口屋だと今言わなかったですか。これ、どういうことですか。こちらの古民家江口屋とまた違うの。これ、ちょっと説明してください。

○観光課長（貝塚裕行君）

8 月の決算説明の際の資料 6 ページに、指定管理事業といたしまして 3031 万 2239 円計上させていただいておりますが、こちらは指定管理事業ということで、内容については指定管理料と古民家江口屋の宿泊料の合計というものを指定管理事業として計上させていただいております。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 67 号 かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（大久保定夫君）

観光課の貝塚課長から補足説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第 67 号 かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

交流センターにつきましては、本年度末をもって指定管理期間が満了いたしますことから、公の施設の指定管理者の手続きに関する条例に基づきまして、指定管理候補者を選定いたしました。指定管理期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間でございます。

候補者までの選定の経過でございますが、令和 3 年 9 月 7 日に業務仕様書及び申請要項をホームページで公表いたしまして、10 月 7 日までの受付といたしました。10 月 7 日の受付期間までに事業者からの申請が 1 件ございまして、10 月 26 日に選定委員会を開催いたしまして、申請団体のプレゼンテーションを経まして審査を行った結果、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが候補者として選定をされたものでございます。

経過につきましては、タブレット端末に資料として提出をさせていただいております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今までも、かすみがうら未来づくりカンパニーは、様々な紆余曲折があつて頑張つてこられたというふうには自分も思っているんですよ。代表取締役の今野さんに、今までのこともよく分かっていて、これからもいろいろ工夫しながらやってもらふ以外ないなと自分は思っています。今のかすみがうら未来づくりカンパニーの登記簿と申しますか、代表取締役が誰で、取締役がどういう人たちが入っていてというような登記簿謄本というのは、申請の中からそれはもう出されているんですよ。それ、出されていると思うんですけども、ちょっと説明をしていただきたい。

もう一つは、当初のスタート段階で、ステッチの社員として今野さんが派遣されてきていたというふうには私は記憶しているんですけども、今は、ステッチは当市と今野さん自身はどのような身分で、どのような形でこの未来づくりカンパニーの代表になっているのか。

○観光課長（貝塚裕行君）

株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーでございますが、取締役といたしましては、今野さん。それからステッチの代表である細谷さん。それと出資者である市のほうから市長公室長と総務部長ということで、4 名が取締役ということになってございます。

2 つ目のステッチからの派遣というところでございますが、今、代表取締役となっております今野さんにつきましては、ステッチのほうは離職、退職をいたしまして、かすみがうら未来づくりカンパニーの取締役、そして代表取締役ということで就任をしております。

○設楽健夫委員

そうしますと、今野さんは代表取締役で、ステッチからは細谷さんという人が取締役の中に派遣されてきているというふうには理解していいのですか。実際はステッチも 1,000 万円でしたか、投資していますからそこから細谷さんが出て、500 万円出資している当市から 2 名が取締役に出ている。もう一つは、筑波銀行で 500 万円入ってきていますけれども、役員としては入っていないと。ただ投資し

ているという理解でよろしいですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

ステッチの細谷さんでございますが、ステッチの代表取締役の方でございます。それと出資には筑波銀行もでございますが、役員には就任はされていない。おっしゃったとおりの現状でございます。

○久松公生委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

都市整備課の仲澤課長より補足説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、議案集 41 ページ、議案概要書 13 ページ、議案第 61 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例の改正につきましては、昨今の全国各地で頻発激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法における開発許可制度の見直しに伴いまして、災害リスクの高い開発を抑制するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、改正前の 3 つの区域、こちらに新たに 5 つの区域を追加いたしまして指定をするものでございます。併せまして、同法 34 条第 12 号に基づきます市街化調整区域での宅地開発の許可要件で、専用住宅のみに限定されておりましたものを、店舗や事務所などが併設されました併用住宅等を含む戸建て住宅と改めることで、当該住宅の居住者をの救済を図るという内容となっております。

なお、施行日につきましては令和4年4月1日からとなります。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

道路課の根本課長より補足説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○道路課長（根本和幸君）

議案概要書は28ページ、議案集は87ページになります。

○久松公生委員長

資料のタブレット端末の操作をお願いします。

○道路課長（根本和幸君）

失礼しました。議案第68号 公の施設の区域外設置に関する協議についてです。

土浦市よりかすみがうら市の行政区域内に土浦市道1級42号線の一部を設置するため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づく協議がございまして、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

事業の内容ですが、設置場所がかすみがうら市宍倉6161番1から6161番69までとなり、概算事業費が5億5930万円で、そのうち55%は国補事業を充当します。残り45%を土浦市とかすみがうら市で負担することとなりますが、今回は土浦市と協議を行い、拡幅される道路の面積割で負担することとしまして、本市は全体の26%となる6844万1100円を負担することとなります。また、事業スケジュールですが、令和4年度から用地買収に着手し、令和5年度から令和7年度にかけて工事を実施する予定となっています。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この道路はいわゆる土浦協同病院に接続する田村沖宿線という路線ですよ。ちょっと確認です。

○道路課長（根本和幸君）

田村沖宿線の延伸道路ということで位置づけをさせていただいています。

佐藤委員がおっしゃるように土浦協同病院につながっている道路の一部となります。

○川村成二委員

用地買収とあるのですが、民有地があるのですか。その辺の割合というか面積、分かりましたら教えていただきたいのですけれども。

○道路課長（根本和幸君）

ちょっと今、手元に民有地の面積は持っていないのですが、民有地も一部かかる場所がございますので、用地買収が必要になるところがございます。

○川村成二委員

民有地以外のかすみがうら市の土地ですか、それとも土浦市の土地ですか。

○道路課長（根本和幸君）

土浦市の土地とかすみがうら市の土地、両方ございます。

○矢口龍人委員

この土浦市道Ⅰ級42号線というのと、かすみがうら市のこの第二南団地側の道路の幅員が何か全然違うようだけれども、これどういうことですか。

○道路課長（根本和幸君）

今回の道路で、いわゆる市道0109号線開拓道路側ですが、右折レーンが入ってきます。実際、かすみがうら市側には現在右折レーンはありませんが、この事業の計画に併せまして、神立駅側、第二南団地側と開拓道路側には右折レーンを設置する計画となっております。

○矢口龍人委員

かすみがうら市側の第二南団地側の右折レーンをつけるって、これまた、ここ拡張するのですか。

○道路課長（根本和幸君）

この土浦市道Ⅰ級42号線の完成後に右折レーンを設置したいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

これ、先だってここの工事をやったばかりですよ。たしか側溝なんか改修やりましたよね。この時点ではまだ全然計画がなかったから、そういう措置になったというわけですか。

○道路課長（根本和幸君）

土浦市との協議の中で、今回の土浦市道Ⅰ級42号線に右折レーンができますので、車の通行とかを考えると、かすみがうら市側にも右折レーンの設置をしていただきたいという土浦市からのお話がありましたので、内部で協議させていただいて、工事完成後になりますが、かすみがうら市側でも右折レーンを設置したいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

ただ、現在のこの図面を見ると幅員があまりにも違い過ぎるんだけど、これ縮尺か何かがおかしいんですか。何か4車線道路みたいになっているんだけど、土浦市側は。

○道路課長（根本和幸君）

かすみがうら市側と土浦市側を強調するために、線を太くしてございますので、その辺はご勘弁願えればと思います。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてのうち、保健福祉部所管に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

承認第8号のうち健康づくり増進課分について、担当の川原場課長より説明させていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、説明させていただきます。

厚生労働省より新型コロナウイルスワクチンの追加接種3回目の接種が示されたことにつきまして、接種券等の発送について準備を行う都合上、専決にて計上させていただきました新型コロナウイルスワクチン接種事業及び不足が見込まれました不妊治療費の助成事業について、ご説明させていただきたいと思います。

議案集は15ページとなります。

議案概要書につきましては4ページとなっております。

令和3年度一般会計補正予算（第7号）のナンバー2の部分となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄18の新型コロナウイルスワクチン接種事業1億4933万3000円の増額補正でございます。

主な内容としましては、集団接種会場等における医師や看護師等の謝礼に支出いたします報償費としまして3203万2000円、また相談体制のコールセンター設置委託、医療機関へのワクチン接種委託

等の委託料合わせて1653万3000円を計上させていただきました。

そのほか、時間外手当、消耗品費、郵送料、使用料及び賃借料等を合わせました合計1億4933万3000円の計上をしているものでございます。

なお、歳入の部分につきましては、議案集14ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の8424万9000円、それと15款の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金の説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金6508万4000円の合計1億4933万3000円を計上してございます。

続きまして、議案集は同じく15ページでございます。議案概要書は4ページのナンバー3の不妊治療費助成事業（政策）の補正でございます。

歳出につきましては、4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健事業、04の不妊治療費助成事業（政策）の部分の負担金補助金及び交付金となっております。

不妊治療費の補助金となっておりますけれども、当初予算400万円につきまして、今後の補助申請について不足が生じることが想定されたことから210万円の計上をさせていただきました。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、次年度へ継続して事業を行うことから、繰越明許費の設定をしております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

不妊治療は不足が見込まれるようになって21件になっていますよね。合計は400万円プラス210万円ということになるのですか。そうすると610万円。人数を割り振ればいいんですか。ちょっと人数を教えてくださいませんか。

○健康づくり推進課長（川原場宗徳君）

件数としましては、1人当たり1件10万円ということでございますので、委員おっしゃるとおり、400万円プラス210万円の610万円で、61件分ということでございます。

○宮嶋 謙委員

これ、専決の必要性あったのですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

不妊治療助成の補助につきましては、10月5日の時点で残が8回分しか残っていなかったもので、また交付決定のほうは60万円ほどありましたもので、その時点で不足することが想定されたため、専決で計上させていただきました。

また、この補助につきましては、償還払いにより実施しているものですから、なるべく不妊治療を受けた方、治療費が高額になってしまいますので、早く処理して償還を行うために専決処分をしたということでご理解いただければと思います。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第 58 号につきましては、特に補足説明等はございませんので、よろしく願います。

○久松公生委員長

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案第 58 号と議案第 59 号は連動しているのかなと思うんですね。議案第 58 号が厚生労働省、議案第 59 号が内閣府、いずれも平成 26 年ですね。子ども・子育て支援の中で改正されたというふうに思います。3 歳児未満の子どもの子育てについて関わってくるものだと思いますけれども、ここ併せてちょっと教えていただけますか。きちっと、どういう改正なのか、改正のポイントを教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

改正のポイントといたしまして、今、佐藤委員がおっしゃったように、3 歳未満の保育を受けていた子どもたちが、3 歳以上の保育を継続的に受けられるように保育施設を確保するように事業者に求めているものなのですが、こちらを提携する保育施設等があれば、そちらの確保を要しないというような内容となっています。

先ほど、佐藤委員がおっしゃったように、議案第 58 号の家庭的保育については、児童福祉法が根拠資料となっております、議案第 59 号につきましては、子ども・子育て支援法が主となっているものでございます。

あと、そのほか共通して変更になっているものとしましては、電子記録の諸帳簿で記載をすることができるというような改正になっているものでございます。

○佐藤文雄委員

いわゆる連携施設の確保義務の緩和だと。だから、ちゃんとした連携施設が確保されていれば問題ないよということを意味しているんじゃないかなと思うんですけどもね。

当市は、かすみがうら市はそういう意味ではこういう連携の施設として受入れ体制ができているということなのではないかなと思うんですね。それと、この家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等々、これはかすみがうら市はそれぞれのくらしい施設があるんでしょうか。それと同じように、認定こども園ですか、二、三歳児未満の認定こども園に該当するのかなと思うんですが、

そういう施設は何箇所ぐらいあるんですか、教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

こちらに区分される家庭的保育、小規模保育、事業所内保育につきましては、認定されている施設は1箇所のみとなっております。こちらは小規模事業者に該当するものとなっております。そちらにつきましては連携というような形で認定こども園なり、保育なりとの継続性を確保できているというふうに認識してございます。

議案第59号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の中で、今回の改正については、特定地域型保育事業といいまして、こちらも施設の規模としましては、先ほど申し上げました家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を指しております。先ほど教育ということになりますので、認定を受けた子どもたちが通う施設が同じ概要の施設であっても、通う子どもたちによって違うものですから、基本的に先ほど1事業所と申し上げたのは、こちらの議案第59号にも該当する施設になるということでございます。

○久松公生委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第59号につきましても、特に補足説明等はございませんので、よろしく願いいたします。

○久松公生委員長

それでは子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第 62 号のうち保健福祉部に関する部分の中で、子ども家庭課、健康づくり増進課、社会福祉課、介護長寿課の順で、各課長より説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、議案集の 51 ページをお願いいたします。

歳入の補正から説明させていただきます。

まず一番上、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節児童福祉費負担金 4529 万 6000 円です。市内の子どもが通園する保育園及び認定こども園へ市が支払う施設等利用給付費において、歳出に不足が見込まれることから、歳出を増額補正するため、これに伴う国庫負担金の増となります。補助率については 2 分の 1 となっております。

続いて、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 298 万 7000 円です。子育てのための施設等利用給付費交付金 88 万 8000 円につきましては、市から認可外保育施設へ支払う施設等利用給付費について歳出のほうで不足が見込まれることから、増額補正するためこれに伴い国庫補助分の増となります。補助率は同じく 2 分の 1 となります。

その下の子ども・子育て支援事業費補助金 209 万 9000 円は、児童手当法の一部改正に伴い、システムの改修を行う必要があることから、その改修費、その制度の周知に関わる費用に対しまして、国庫補助がされるものでございます。補助率については 10 分の 10 となります。

続いて、16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、2 節児童福祉費負担金 2264 万 8000 円となります。市内の子どもが通園する保育園及び認定こども園へ市が支払う施設等利用給付費において、歳出のほうで不足が見込まれることから、増額補正するため、これに伴う県負担金の増となります。補助率につきましては 4 分の 1 というふうとなっております。

続きまして、2 項県補助金、3 目民生費県補助金、4 節児童福祉費補助金 196 万 5000 円です。保育対策総合支援事業費補助金 152 万 1000 円につきましては、事業者における保育体制強化や保育補助者雇い上げ事業など、補助事業の実施見込みが増となる見込みであることから、歳出を増額補正するため、これに伴う県補助金の増となります。補助率につきましては、国・県合わせて県のほうから来ま

すので4分の3となっております。

子どものための施設等利用給付交付金44万4000円につきましては、市から認可外保育施設へ支払う施設等利用給付費について不足が見込まれることから、歳出を増額補正するため、これに伴う県補助分の増となります。補助率につきましては4分の1となっております。

続いて、議案集の55ページをお願いいたします。

歳出の補正予算となります。

一番上になります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、02児童扶養手当支給事業1017万5000円になります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度に実施いたしました独り親世帯臨時特別給付金について実績報告をいたしまして、交付額が確定したことに伴い、既に受け入れた交付金の額が実績額を超えることから、その差額を返還するものとなります。

続いて、05児童手当支給事業277万1000円になります。児童手当法の一部改正に伴い、児童手当システムの改修並びに周知を図るためのチラシ等の経費を計上するものです。また、令和2年度の児童手当交付金実績の確定に伴いまして、国庫交付金の一部を返還するものとなります。

続いて、3目保育所費、05やまゆり保育所管理運営事業291万1000円となります。やまゆり保育所におきまして、浄化槽のプロワーモーターが故障し、プロワーモーターの交換工事を行うもののほか、交換部品の調達ができなくなる水銀灯からLED照明の交換、並びに児童が出入りする保育室前の庇の支柱に錆などが目立ち、児童がけがをするおそれなどがあることから、現在の使用に支障がありますので修繕工事を行うため、経費を計上させていただくものでございます。

続きまして、4目児童福祉施設費、02広域委託事業82万4000円です。保護者の就労や里帰り出産などの都合により、市外の保育施設の利用に関わる委託費となるものでございます。当初見込みより、市外保育施設の利用者が増える見込みであることから補正を計上させていただくものでございます。

続いて、04民間保育所保育事業（政策）2736万2000円です。保育士の負担軽減や保育環境の充実を目的とした保育体制強化事業及び保育補助者雇上強化事業などの補助金について、当初見込んだ額より増額が見込まれるために補正を行うものでございます。また、延長保育や放課後健全育成事業などに当てるため、令和2年度に受けました子ども・子育て支援交付金の実績報告により交付額が確定し、既に交付を受けた額が実績額を超えることから差額を返還するものとなっております。

続いて、05認定こども園事業9206万2000円となります。市内認定こども園における入所児童数や職員数が当初の見込みより増加傾向にあり、また認可外保育施設の利用等も増えていることから、認定こども園の給付費及び施設等利用費の増額が見込まれるため補正させていただくものでございます。また、令和2年度に国から交付を受けました施設等利用交付金につきましては、実績により交付額が確定したことにより、既に受けた額が多いことから、差額を返還するものとなります。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

広域委託が今まで何人で、プラス何人、合計何人ですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

すみません。既存の数字は押さえてなかったのですが、2箇所ほど新しい広域委託が増えまして、2名ほど増ということになっております。申し訳ございません。既存の数字は、今手元に用意していませんでした。

○佐藤文雄委員

後で教えてください。次の市内認定こども園の給付金のほうも、何か増員というふうに言っていますが、これも教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

ざっくりした数字で申し訳ございませんが、今現在ここまでの年度を進行してまいりまして、認定こども園で、月に預かっている子どもたちが25名ほど予定より増えているということで、年間にしますとトータル300名ほど伸びるかなというふうな見込みをしております。その数字によりまして、今回の増額補正をさせていただくというふうになっております。

○佐藤文雄委員

300名というのは25名を含めて300名ということですか。ということは、認定こども園のほうは300名いらっしゃるということですか、教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

申し訳ございません。ちょっと説明が不足しておりました。

月当たりの預かっている子どもが例年より25名程度増えているということで、25名掛ける12カ月で300名程度。年間の延べ人数になるということです。1園当たり大体120名前後の定員数となっております。100名くらい、今、預かりになっていきますので、それが1園当たりですと五、六名ずつ増えているというような形になるかと思えます。

○佐藤文雄委員

いわゆる子どもの待機児童とよく言われますが、そういう問題には発展はしていませんね。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

現時点のところでは、応募者数に対して受け入れられているというように認識してございます。

○久松公生委員長

佐藤委員、先ほどの資料請求は後でということですが、後日、サイボウズガルーンに掲載ということでもよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

はい。

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、健康づくり増進課所管分につきまして、ご説明させていただきます。

まず、歳入の部分となります。

議案集につきましては51ページとなります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄、疾病予防対策事業費等補助金8万6000円の増額補正でございます。内容につきましては、健診結果の利

活用に向けた情報標準化整備事業に係るシステム改修に伴います補助金となっております。

補助率に関しましては2分の1、それから3分の2となっております。事業費、事業額187万円につきまして80万6000円の計上をするものでございます。

続きまして、歳出の部分となります。

議案集につきましては56ページとなっております。議案概要書につきましては19ページ13番の各種検診事業187万円の部分でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健事業費、説明欄の02各種検診事業の委託料分となっております。

先ほどの歳入の部分に係るところの項目でございますけれども、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に伴うシステム改修に係る委託費187万円につきまして、増額の補正の計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、議案概要書は同じページになります。14番の部分でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健センター費、説明欄の03ウエルネスプラザ管理運営事業(政策)でございます。

内容につきましては、ウエルネスプラザ駐車場整備に係る設計委託費となっております。179万3000円の増額補正をお願いするものでございます。駐車場整備部分につきましては、現在ウエルネスプラザの土の部分、それから芝生の一部分を舗装化するという形で設計委託する金額となっております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○社会福祉課長(金子俊文君)

それでは、社会福祉課の補正予算についてご説明させていただきます。

議案集54ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、説明欄05障害者自立支援事業1億667万5000円の補正でございます。19節障害者福祉サービス費事業5563万3000円、同じく19節障害児給付事業4157万5000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害者支援区分認定を受けた方がサービス提供施設事業者から介護給付、訓練給付等のサービスを受けた場合に支給をするものでございます。増加の理由として考えられますのは、障害福祉サービス事業所数の増加や、また利用者数の増加、また1人で複数箇所のサービスを利用することなどが考えられるところでございます。財源につきましては、国庫補助金2分の1の補助、また県補助が4分の1の補助金でございます。

続いて、22節国庫負担金等超過交付金返還金946万7000円の補正でございます。前年度の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続いて、議案集56ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、説明欄02生活保護等総務事業1882万3000円の補正でございます。

22 節国庫負担金等超過交付返還金でございます。こちら前年度の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続いて、2 目扶助費、説明欄 02 生活保護等扶助事業 5073 万 2000 円の補正でございます。19 節介護扶助費 433 万円、同じ 19 節医療扶助費 4640 万 2000 円の増額でございます。こちらの内容といたしましては、生活保護受給者の高齢化によりまして、当初見込みよりも執行額が増額しまして、介護扶助費に不足が生じるものでございます。

また、医療扶助費の増額につきましては、高額な治療費に係る患者が増えたものによるもので、1 カ月の医療費が高額になる方が多いためと分析しているところでございます。こちら 12 月以降もこの状況が継続することを想定して計上したものでございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

障害者自立の福祉サービス事業では、施設が増えた。それから人数が増えたとおっしゃいましたよね。施設は、今までどのぐらいの施設があって、それが何箇所増えたのですか。かすみがうら市で。具体的にちょっと教えていただけますか、人数も含めて。

○社会福祉課長（金子俊文君）

施設の増加につきましては、障害者サービス事業所につきましては 3 事業所増となっております。合計としまして、現在 39 事業所でございます。また、障害児のサービス事業所につきましては、1 事業所増加によりまして、現在 6 事業所がかすみがうら市内に存在するものでございます。

また、サービスの利用者数でございますが、令和元年度と令和 2 年度の比較で説明させていただきます。障害者、大人の方でございますが令和元年度サービス利用者数が 4,516 名、令和 2 年度につきましては 4,781 名、265 名が令和元年度と令和 2 年度で比較して増加してございます。また、障害児、子どものほうでございますが、令和元年度が 1,556 人、令和 2 年度が 2,486 人、増減としまして 930 人の子どもが増となっているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

それは資料として出してください。かなりの人数になっておりますので。まず、それを確認します。

○社会福祉課長（金子俊文君）

後日、提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

それから、介護扶助費が高齢化によって、いわゆる認定者が多くなったということなのかなと思うんですよね。介護認定者が多くなった。例えば、今までゼロだったのが 2 の人が 3 の人がとか、そういう介護認定 3、5 とかまでの人が多くなったということなのかなと思うんですよね。高齢化と言いましたけれども。それと、医療扶助費については、高額療養費が多いよというふうにおっしゃいましたが、この前お話ししていたような気がします。がん治療の方が何人かいらっしゃったというふうには聞いているのですが、こういうがん治療が結構大きなシェアを占めているんじゃないかなと思うんですが、そこら辺ちょっと説明していただけますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

介護給付費の状況についてでございますが、今、委員がおっしゃるように、認定者が増えて、介護サービスを利用する方が増となっております。こちらにつきましても、昨年同時期と比較しまして

164 件ほど増加しているような状況でございます。

また、医療扶助費の増加につきましては、おっしゃるように高額な医療費が増加してございます。内容につきましては、先ほどおっしゃられましたがんの治療でありますとか、脳梗塞、または精神疾患による長期の入院者が多いことから増額となっているところでございます。ちなみに、がん治療、精神疾患の治療につきまして、100 万円以上の入院費用がかかる方が6名ほどいらっしゃる状況でございます。

○佐藤文雄委員

それもデータとして、後でいいですから提出していただけますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

後で、提出させていただきます。

○久松公生委員長

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、介護長寿課所管の補正予算についてご説明をいたします。

議案集 54 ページをお願いいたします。

一番下、歳出になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目介護保険費、説明欄 04 介護保険特別会計繰出事業 583 万 3000 円の減でございますが、こちら人件費分の繰出しの減によるものでございます。

続きまして、56 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、説明欄 16 感染症対策事業 48 万 9000 円の増額でございますが、こちらは令和2年度高齢者等を対象といたしましたPCR検査の実績により、国庫負担金の疾病予防対策費補助金に返還が生じたため補正する内容でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 65 号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第 65 号につきましては、介護長寿課の所管になりますので、担当の幕内課長より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、議案第 65 号 令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

議案集 82 ページをお願いいたします。

歳入になります。7 款 1 項 5 目 1 節職員給与等繰入金。こちらは、先ほど一般会計でもご説明いたしました 583 万 3000 円の減でございます。こちらにつきましては、職員、年度当初 1 名減による減額でございます。

続きまして、8 款 1 項 1 目 1 節繰越金 692 万 2000 円。こちらは、前年度繰越金を繰り入れる内容でございます。

続きまして、歳出になります。議案集 83 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目、説明欄 01 職員等人件費につきましては、先ほど申しましたとおり 583 万 3000 円の減でございます。

続きまして、4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目地域包括支援センター費、説明欄 01 職員等人件費 18 万 6000 円の増につきましては、こちら現員現給による差額の調整となっております。

続きまして、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、説明欄 01 国庫支出金等返還金 673 万 6000 円の増でございますが、こちらにつきましては、令和 2 年度の介護予防・日常生活支援総合事業などの実績の精算によりまして、国庫及び県補助金に返還が生じたために補正を行うものでございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 4 時 45 分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午後 4 時 50 分〕

先ほど保留してありました議案第 66 号につきましては、学校教育課で資料と答弁準備が整いましたので説明を求めます。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

タブレット端末に表示しております（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事第 1 回変更一覧表をお願いいたします。

この資料につきましては、先ほど川村委員からご指摘のありました変更契約に関します設計ベースの増減表でございます。ご覧のとおり 15 の工種が入っております。この中で黄色いスクリーンをかけております 4 つの工種に関しましては、先ほど申し上げました主な 4 つの増になる大きなものでございます。このほか増の部分につきましては、ナンバー 5 の 17 万 6800 円の設備用の点検口の追加でございます。このほかの赤字で表示しておりますマイナスの額につきましては、減となる工種でございます。こちらを集計いたしますと、下段のほうにありますが、直接工事費の計が 2187 万 3347 円。経費を足しまして、工事価格 2837 万 2598 円になってございます。この額を一番下になりますが、当初設計額に加算して設計を組み直しますと、変更後の設計額は 13 億 9480 万円でございます。差額は 2,840 万円の増。この額に請負率 0.923594 を掛けまして、こちらを基に予定価格を 2,622 万円といたしまして、検査管財課に提示をしてございます。検査管財課におきまして、これを基に、業者から見積りを徴しましたところ、見積額が 2,600 万円ちょうど、こちらに消費税を掛けまして、今回の議案としております 2,860 万円となっております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、議案第 66 号につきまして、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○川村成二委員

これで内容はよく分かります。私、文教厚生委員なのですが、できれば文教厚生委員会での説明のときに、こういう資料を出していただければよかったかなと、私も反省していますので、ぜひ今後は対応をよろしくお願いします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

今後このような場合がありましたら、文教厚生委員会においても詳細を説明したいと思います。よろしく申し上げます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

前に、この千代田中学校区義務教育学校の建設については、もともと反対という立場をとっております。官製談合の疑いもあるということでやっていたので、私は今回も賛成できません。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 60 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 60 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、議案集 40 ページ、議案概要書は 12 ページでございます。

当議案につきましては、先日の全員協議会でご説明申し上げておりますので、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします

○久松公生委員長

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部国保年金課所管分につきましては、豊崎課長から説明を申し上げます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集 54 ページをお開きください。

中央やや下に計上する 3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出事業については、この後、議案第 63 号に関連しますので、この後説明いたします。

目が変わりまして、4 目国民年金費につきましては、本年度 4 月の人事異動に伴う人件費の不足額の補正及び基礎年金番号通知書の再交付申請への対応に係るシステム仕様の変更に係る電算システム改修委託費 33 万円を計上いたしました。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第 62 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号 令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 63 号 令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国保年金課の豊崎課長から説明を申し上げます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第 63 号 令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明さ

せていただきます。

議案概要書は 21 ページ、議案集 62 ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ 513 万 4000 円を追加し、歳入歳出総額を 40 億 5313 万 4000 円にするものです。

議案集 68 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費に計上する職員人件費について、本年度 4 月の人事異動に伴う人件費の不足額の追加補正を行うものです。財源については一般会計からの繰入れを行うものです。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 64 号 令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 64 号 令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国保年金課の豊崎課長から説明申し上げます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第 64 号 令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

議案概要書は 22 ページ、議案集 70 ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ 84 万 7000 円を追加し、歳入歳出それぞれを 9 億 404 万 7000 円にするものです。

議案集 76 ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に計上する負担金、被保険者保険料等について、前年度、令和2年度の決算に伴う保険料精算として84万7000円の追加補正を行うものです。財源については、同額を繰越金により計上しております。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それではここで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 5時00分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時00分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、ここで、お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、令和3年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後 5時01分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 久松公生